

日本人が知らない  
**独島10の真実**



 **東北亜歴史財団**  
NORTHEAST ASIAN HISTORY FOUNDATION  
<http://www.nahf.or.kr>

Imgwang Bldg., 81Tongilro, Seodaemun-gu, Seoul 120-705, KOREA  
•Tel. 02-2012-6122 •Fax. 02-2012-6186 •E-mail. book@nahf.or.kr



 **東北亜歴史財団**  
NORTHEAST ASIAN HISTORY FOUNDATION

## 日本の主張 ▶ 日本は古くから独島の存在を認識していた。

長久保赤水の『改正日本輿地路程全図』（1846年版）等の日本の各種地図や文献を通して日本が独島の存在を承知していたという事実を確認できる。

### 日本の主張はここが嘘

## 日本は古くから独島を韓国の領土と認識

日本政府は1846年版『改正日本輿地路程全図』を日本が独島を自らの領土であると認識していたという根拠としてあげているが、1779年の初版をはじめとする正式版では鬱陵島と独島が日本の経緯度線の外に描かれている。さらに、日本の西北の境界は隠岐島という『隠州視聴合紀』（1667年）の文句が書き込まれている（資料1）。これは独島を日本の領土と認識していなかったということを意味している。

また、伊能忠敬の『大日本沿海輿地全図』（1821年）をはじめとする日本の官撰古地図は、鬱陵島と独島を日本の領土として表してはいない。1876年、日本陸軍参謀局が発行した『朝鮮全図』も、鬱陵島と独島を朝鮮の領土に含めている。

日本政府の公式文書からも、1905年、日本が独島を不法に編入するまでは、独島を日本の領土と認識していなかったという事実が明白である。日本外務省の官吏が朝鮮の事情を調査した後提出した報告書『朝鮮国交際始末内探書』（1870年）には、「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」というタイトルで鬱陵島と独島に関する内容を記録している。これは独島を日本の領土ではなく朝鮮の領土であると認識していたことを表わしているのである（資料2）。

1877年、当時日本の最高権力機関であった太政官は、鬱陵島と独島を島根県の地籍に入れるべきかについての内務省の伺い書に対して、17世紀末に江戸幕府が下した鬱陵島渡海禁止措置等を根拠に、「竹島（鬱陵島）外一島（独島）が日本とは関係ないと心得るべきこと」という指令を下している。日本の一部の学者たちはこの指令に出てくる「一島」は独島ではないと主張するが、島根県が内務省に提出した「磯竹島略図」を見れば、この「一島」が松島すなわち独島であるという事実は明らかである。

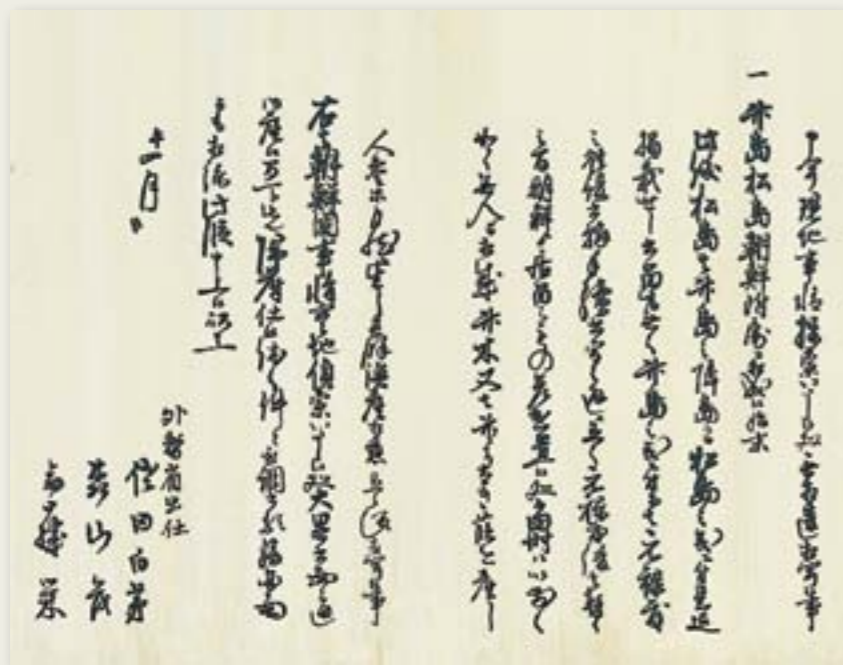
### 資料 1. 『改正日本輿地路程全図』（1779年初版）



（鬱陵島で）高麗（朝鮮）を見るのは雲州（出雲）から隠州（隠岐）を望むのと同じである。



資料 2. 『朝鮮国交際始末内探書』 (1870年)



「竹島松島朝鮮附属二相成候始末」

松島(独島)は竹島(鬱陵島)のそばにある島である。松島についてはこれまで記された記録もなく、竹島に関しては元禄年間の往復書簡にある。元禄年間以後暫くの間、朝鮮が人を派遣して居留させたが、今は以前のように無人島となった。竹と竹よりも太い葦が生えており、朝鮮人参も自生していて、そのほか魚も相応に獲れると聞いている。以上は朝鮮国の事情を現地で偵察した内容であり、その大略的なものは書面に記録したとおりである。一旦帰国し事案別に調査した書類、絵、図面等を添付して報告することとする。以上。

午(1870年)4月 外務省出仕 佐田白茅、森山茂、斉藤栄

資料 3. 太政官指令と付属地図「磯竹島略図」(1877年)

▼ 太政官指令

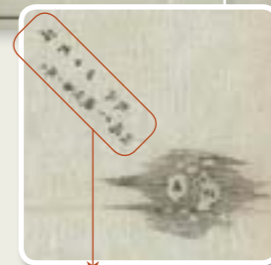
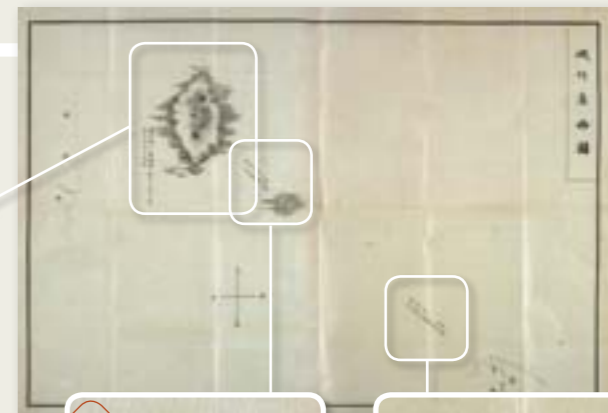


「言上の旨の竹島(鬱陵島)外一島(独島)の件につき、本邦は関係がないことを心得置くこと」 明治10年(1877年)3月29日

磯竹島略図(鬱陵島) ▶



磯竹島(鬱陵島)から朝鮮を見ると西北にあたり、海上に約50里程度



松島(独島)から磯竹島(鬱陵島)まで西北に40里程度



隠岐、島後、福浦から松島(独島)まで西北に80里程度

**日本の主張** 韓国が古くから独島を認識していたという根拠はない。

韓国は于山島が独島であると主張しているが、于山島は鬱陵島と同一の島であるか、或いは実在しない島である。

### 日本の主張はここが嘘

#### 韓国の明らかな独島認識、古文献と古地図が証明

独島は晴れた日には鬱陵島から肉眼でも見ることができる(資料4)。このような地理的特徴によって、独島は歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきた。『世宗実録』「地理志」(1454年)には、「于山(独島)と武陵(鬱陵島)の二つの島が県の東の海中にある。二島は互いに距離が遠くなく、天気が良ければ望み見ることができる。新羅時代には于山国と称したが、鬱陵島ともいう」と記されており、鬱陵島から独島が見えるという事実とともに、于山島が于山国に所属していたことがわかる。

于山島が独島であるという記録は『新增東国輿地勝覧』(1531年)、『東国文献備考』(1770年)、『萬機要覧』(1808年)、『増補文献備考』(1908年)など、韓国の多くの官撰史料に見られる。

特に『東国文献備考』「輿地考」などの「鬱陵(鬱陵島)と于山(独島)はどちらも于山国の地であり、于山(独島)は日本が言う松島である」という記述を見ると、于山島が独島であるということは明白である。

『新增東国輿地勝覧』に添付されている「八道総図」では、東海に鬱陵島と于山島(独

島)の二つの島が描かれている(資料5)。位置が正確ではないものの、二つの島が描かれているということは、当時二島の存在を明らかに認識していたことを意味する。そして、「東国地図」など18世紀以降に描かれた地図は、すべて于山島を鬱陵島の東に描いているなど、独島の位置・形態ともに漸次正確になっている。

#### 資料 4. 鬱陵島から見た独島



#### 資料 5. 八道総図



官撰史料である『新增東国輿地勝覧』の冒頭に収録されている朝鮮全図。東海上に鬱陵島と独島の二島がはっきりと表示されている。

**日本の主張**▶ 日本は17世紀半ばには独島の領有権を確立した。

江戸時代初期(1618年)、鳥取藩米子の住民大谷・村川両家は幕府から鬱陵島への渡海免許を受け、鬱陵島で独占的に漁業に携わり、あわびを幕府に献上した。独島は鬱陵島に行く道筋にあり、航行の目印や途中の船がかり、またアシカやあわびを捕獲するための良い漁場として自然に利用されるようになった。このように日本は遅くとも17世紀半ばには独島領有権を確立した。

**日本の主張はここが嘘**

**幕府と鳥取藩は鬱陵島と独島を朝鮮領と認識**

渡海免許は自国の島に渡るためには必要ない文書であり、これはむしろ日本が鬱陵島・独島を日本の領土と認識していなかったという事実を証拠立てるものである。

17世紀半ばの日本の文献である『隠州視聴合紀』(1667年)には、「日本の西北の境界を隠岐島とする」と記されている。これは当時日本が鬱陵島・独島を自国領と考えていなかったことを表わしている。

さらに、安龍福事件で朝鮮と日本両国間に領土問題が起こるや、江戸幕府は鳥取藩に「竹島(鬱陵島)外に鳥取藩に属する島はあるか」と尋ねた。これに対し、鳥取藩は「竹島(鬱陵島)、松島(独島)はもちろんそのほかに鳥取藩に属する島はありません」と回答し、鬱陵島と独島が鳥取藩に属さないことを明らかにした(資料6)。

このような調査結果を土台として、江戸幕府は1696年1月28日、日本人の鬱陵島方面への渡海禁止令を下した。つまり、日本政府の主張とは異なり、17世紀末、日本は鬱陵島と独島を朝鮮の領土と認めたものである。

**資料** 6. 江戸幕府の質問に対する鳥取藩の回答書(1695年)



竹島(鬱陵島)は因幡・伯耆に属しません。伯耆国米子の町人大屋九右衛門と村川市兵衛という者が渡海して漁業を営むことを、松平新太郎が治めていた時に御奉書を通して許可を受けたと聞いています。それ以前にも渡海したことがあると聞いてはいますが、そのことについてはよく存じません。(中略)  
竹島(鬱陵島)・松島(独島)、そのほか両国(因幡・伯耆)に属する島はございません。以上。



**日本の主張** 日本は17世紀末、鬱陵島への渡航を禁止したが、独島への渡航は禁止しなかった。

1696年、幕府は鬱陵島が朝鮮の領土であると判断し、鬱陵島への渡海を禁止したが、独島への渡海を禁止したわけではなかった。これは当時から日本が独島を自国の領土であると考えていたからである。

**日本の主張はここが嘘**

**独島は鬱陵島の付属島嶼であるため、別途の渡海禁止措置は不必要**

鬱陵島に渡海した大谷家の文書を見ると、「竹嶋 (鬱陵島) 近辺松嶋 (独島)」(1659年)、「竹嶋 (鬱陵島) 内松嶋 (独島)」(1660年) 等の記録に見られるように、昔の日本人たちも独島を鬱陵島の付属島嶼と考えていた。

日本政府が主張するように、「日本は鬱陵島に渡るとき停泊場や漁業地として独島を利用」する程度であり、独島のみを目的地として渡海することはなかった。「鬱陵島渡海禁止令」を下しながら別途に「独島渡海禁止令」を下す必要はなかったのである。

このように、1696年の鬱陵島渡海禁止 (資料7) には、当然独島渡海禁止も含まれていたとみるのが妥当である。

**資料 7. 竹島 (鬱陵島) 渡海禁止令 (1696年)**



(前略) 先年松平新太郎が因州 (因幡) と伯州 (伯耆) を治めていたとき、伯州米子の町人村川市兵衛・大屋甚吉が竹島 (鬱陵島) に渡海し、現在まで漁をしてきたが、今後は竹島 (鬱陵島) への渡海禁止を命ずるので心得よ。

正月28日 (差出人) : 土屋相模守、戸田山城守、阿部豊後守、大久保加賀守  
(受取人) : 松平伯耆守殿

日本の主張 ▶ 安龍福の供述には信憑性がない。

韓国が独島領有権の主張の根拠として引用する安龍福の供述は事実と符合しない点が多く、日本の記録にはない内容もある。

日本の主張はここが嘘

安龍福の陳述、韓国と日本の文献が立証

安龍福の渡日活動によって、朝鮮と日本の間で鬱陵島の所属に関する論議があった。結果的に江戸幕府は鬱陵島と独島を朝鮮の領土と認めた。安龍福の活動についての朝鮮と日本の記録に若干の差があるものの、このような理由だけで安龍福の陳述自体に信憑性がないとするのは不当である。

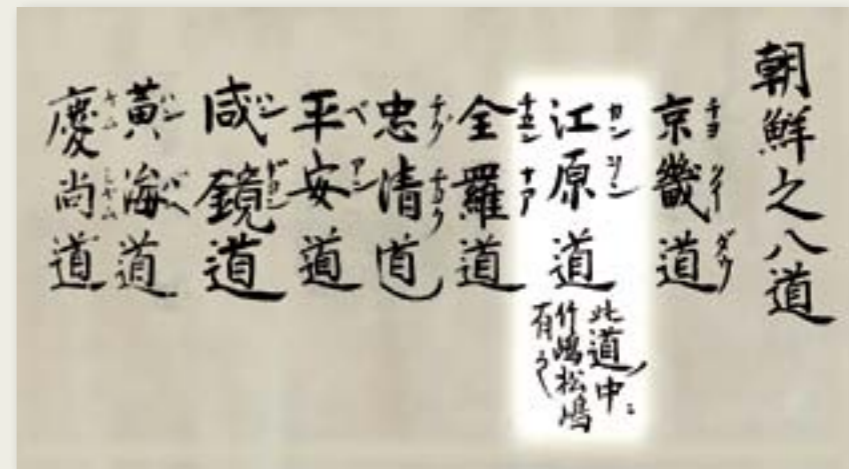
※ 安龍福の渡日活動は、『肅宗実録』『承政院日記』『東国文献備考』などの韓国の官撰書や、『竹嶋紀事』『竹嶋渡海由来記抜書控』『因府年表』『竹島考』などの日本の文献に記録されている。

1696年の安龍福の二度目の渡日活動について、『肅宗実録』は安龍福が鬱陵島で遭遇した日本の漁師に、「松島は子山島(独島)で朝鮮の領土」であると主張し、日本に渡って日本人の侵犯に抗議したと記録している。

2005年、日本の隠岐島で発見された、安龍福の渡日活動に関する日本側の調査報告書である『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』は、安龍福が竹島(鬱陵島)と松島(独島)が朝鮮の江原道所属であると主張したと記している。この記録は『肅宗実録』に出てくる安龍福の陳述内容を裏づけるものである(資料8)。

日本は、1696年5月に鬱陵島で日本人に出会ったという安龍福の陳述についても、渡海禁止令が1月に下ったことを根拠に嘘だと主張している。しかし、1月に下った幕府の渡海禁止令は大谷・村川両家に直ちに伝達されたわけではない。朝鮮にも同年10月になってから伝えられた。したがって渡海禁止令が下ったのは1月であったという理由だけで安龍福の陳述が嘘であるという日本の主張は妥当とはいえない。

資料 8. 『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』の口述調書の一部(1696年)



安龍福の二度目の渡日時の活動状況を記録した日本の文書であり、安龍福が竹島(鬱陵島)と松島(独島)が江原道に属する朝鮮の領土であると主張した、とはっきりと記録している。

### 日本の主張 ▶ 1905年の島根県の独島編入は領有権の再確認であった。

島根県隠岐島の住民である中井養三郎の独島領土編入請願を受けた日本政府は1905年1月閣議決定により独島を領有するという意思を再確認した。同年2月、島根県知事は独島が隠岐島司の所管となったと告示した。

### 日本の主張はここが嘘

## 日本、日露戦争中、不法に独島を侵奪

1905年1月、日本は日露戦争中に独島が持ち主のない土地であるとして「無主地先占論」を楯に独島を侵奪した。しかし、その主張は1950年代以降「領有意思の再確認」に変わった。独島が自国の固有の領土であるという主張と、「無主地先占論」を根拠として独島を編入したという主張が互いに矛盾するという事に気付いたためである。「領有意思の再確認」という主張は、1877年の太政官指令等、「独島が日本とは関係がない」としてきた日本政府の見解と相反する。

1904年2月8日、日本の艦隊が旅順港と済物浦港のロシア艦隊を奇襲攻撃し、日露戦争が始まった。日本海軍はロシア艦隊の動向を監視するために済州島・巨文島・蔚山などに望楼を建設したが、鬱陵島にも1904年8月二つの望楼を建設した。この過程で独島の戦略的価値が浮上した。

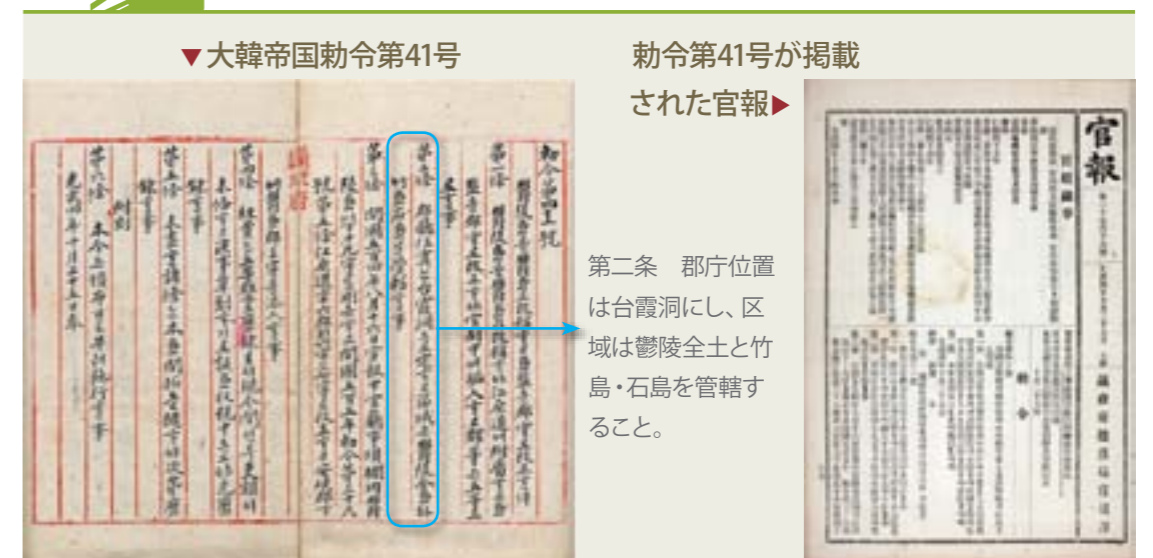
中井養三郎は独島が韓国の領土であることを知り、日本政府を通じて韓国政府に貸下請を提出する計画だった。ところが、中井は独島の戦略的価値に注目した日本の海軍省と外務省の官吏にけしかけられ、1904年9月、日本政府に独島領土編入請願書を提出した。

内務省は「韓国領と思われる草一本も生えない暗礁(独島)を得…日本が韓国を併呑しようという野心があるという疑いをうけるのは得るものより失うものが多い」と請願書を却下しようとした。だが、外務省は「望楼を建て無線、または海底ケーブルを設置すれば敵艦を監視するうえで有利」であるという点を強調し、独島編入を推進した。

1905年の日本の独島編入は国際法上無効である。日本は「無主地先占論」にしたがって独島を編入したと主張するが、韓国では長い年月にわたって独島領有権を確立してきており、それは1900年10月25日、大韓帝国勅令第41号(資料9)を通じて近代法的に再確認している。

さらに、日本は領土編入時、米国等西欧諸国に対しては事前通告や協議を経たにもかかわらず、大韓帝国に対しては何の問い合わせや通報もすることなく、一方的に独島編入を強行した。鬱陵郡守は1906年3月に鬱陵島を訪問した島根県の官吏たちから独島が日本の領土に編入されたことを聞いた。鬱陵郡守はこの事実を翌日直ちに江原道観察使と中央政府に報告した。報告を受けた内府大臣と参政大臣は「独島が日本の領土であるなどとは全く根拠がないこと」であるとし、事実関係を再び調査することを指示した(資料10)。大韓帝国政府は1905年11月、乙巳条約(日韓保護条約)によって外交権が剥奪された状態であったために、なんの外交的措置も取ることができなかった。大韓毎日新報(1906.5.1)や皇城新聞(1906.5.9)等の言論は日本の独島編入に抗議する文を掲載した。

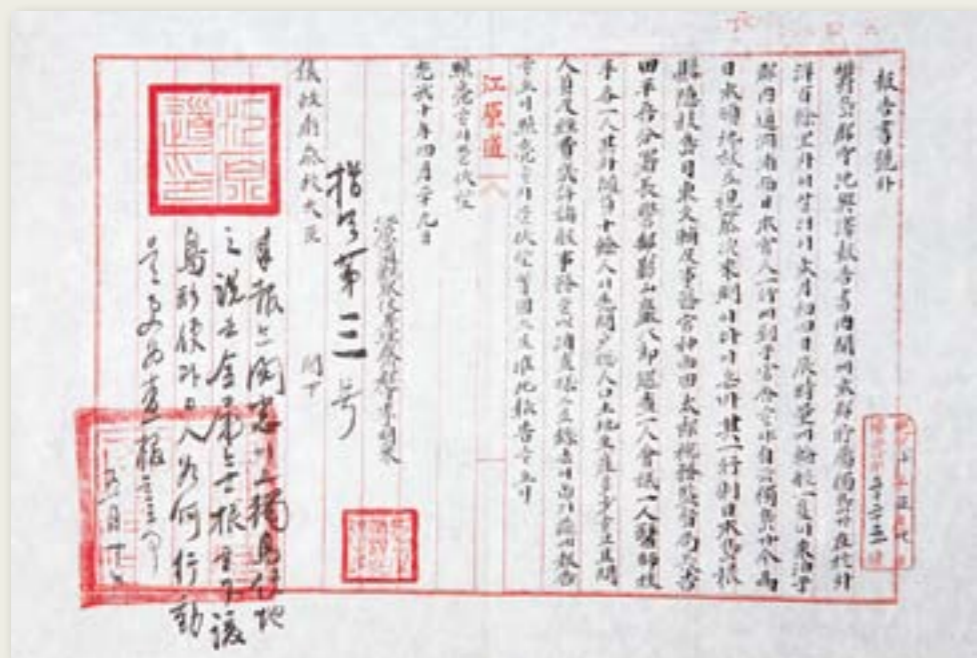
### 資料 9. 大韓帝国勅令第41号が掲載された官報(1900年10月)



大韓帝国は鬱陵島を鬱島と改称し、島監を郡守とあらためた。そして、鬱島郡守が管轄する地域を「鬱陵全土、竹島、石島」と規定した。大韓帝国勅令第41号は1900年10月27日付『官報』(第1716号)に掲載された。



資料 10. 江原道觀察使署理兼春川郡守李明来報告書号外 (1906年4月29日) 及び参政大臣朴濟純指令第3号 (1906年5月20日)



1906年、江原道觀察使署理兼春川郡守李明来は、「本国所属独島」を日本が編入したという鬱島(鬱陵島)郡守沈興澤の報告を受け、それを即時参政大臣朴濟純に報告した。これに対し、朴濟純は指令第3号(1906.4.29)を通して、「独島が日本人の領土であると言うことは全く根拠がないことであり、独島の状況と日本人がどのように行動しているのかをもう一度調査し報告せよ」と指示した。



資料 11. 大韓毎日新報



●無変不有 鬱島郡守沈興澤氏が京へ報告す。日本官一行が本郡に来て本郡所在独島を日本の属地と称し、地界の潤狭と戸口の結総を一々記録して行ったというが、内府からの指令は…独島と称し、日本の属地と言っているのは決してありえないことである。今回の報告にはすこぶる驚いた。」といったとされる。

無変不有

鬱島郡守沈興澤氏が内府に報告し、「日本の官吏一行が本郡に来て本郡所在独島を日本の属地と称し、地界の潤狭と戸口の結総を一々記録して行ったというが、内府からの指令は…独島と称し、日本の属地と言っているのは決してありえないことである。今回の報告にはすこぶる驚いた。」といったとされる。

**日本の主張** サンフランシスコ講和条約の作成過程で、米国は独島が日本の管轄下にあるという意見だった。

サンフランシスコ講和条約の作成過程において、韓国は日本が放棄すべき領土に独島を含めるよう要求したが、アメリカは「ラスク書簡」を送り、この要求を拒否した。1951年9月に締結されたサンフランシスコ講和条約において日本が放棄すべき地域の中に独島は含まれていなかった。

**日本の主張はここが嘘**

**サンフランシスコ講和条約はカイロ・ポツダム宣言の延長線上に**

联合国総司令部は第二次世界大戦以後、サンフランシスコ講和条約の発効時まで独島を日本から分離して扱った。联合国総司令部は日本占領期間を通して、独島を鬱陵島とともに日本の統治対象から除外される地域と規定した、联合国最高司令官覚書 (SCAPIN) 第677号 (1946.1.29) を適用した (資料12)。

※ SCAPIN第677号「若干の周辺地域を統治および行政上、日本から分離することについての覚書」

- 3. この覚書の目的のために、日本は日本の四つの主要な島 (北海道、本州、九州、四国) と約1,000個のより小さな隣接諸島を含むものと定義される。(1,000個の小さな隣接諸島から) 除外されるのは (a) 鬱陵島・リアンクール岩 (Liancourt Rocks:独島) …などである。

このように、联合国総司令部が独島を日本の領域から分離して扱ったことは、日本が「暴力および貪欲により略奪した」領土を放棄することを明示したカイロ宣言 (1943年) やポツダム宣言 (1945年) によって確立された联合国の戦後処理政策に拠るものである。即ち、独島は日本が日露戦争中に暴力と貪欲によって奪った地であり、日本が放棄すべき韓国の領土だったのである。

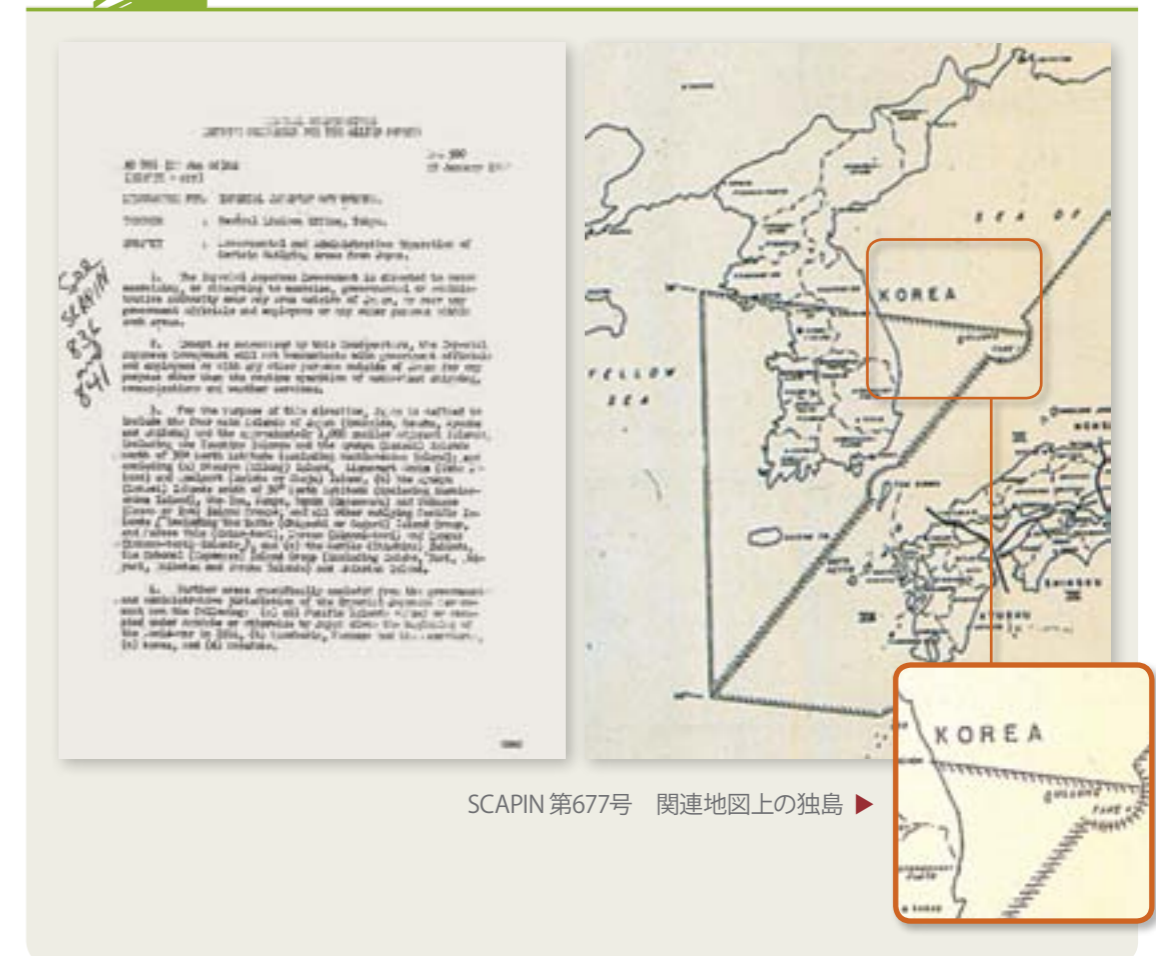
1951年9月に締結されたサンフランシスコ講和条約もこのような联合国の措置を継承した。したがって、講和条約に独島が直接的に明示されることはなかったものの、日本から分離され

る韓国の領土に独島は当然含まれていたと見るべきである。独島よりさらに大きな無数の韓国の島々もひとつひとつが示されてはいない。韓国のすべての島を条約の中で挙げることは不可能だったためである。

また、日本が独島領有権の根拠としてあげている「ラスク書簡」は、联合国全体の意見ではなく米国だけの意見であり、独島領有権を決定するにおいていかなる効力ももたない。

1945年8月の联合国の勝利、1948年8月15日の国連決議に拠る大韓民国政府の樹立にしたがって、独島は朝鮮半島の付属島嶼として回復された。サンフランシスコ講和条約はこれを確認したものである。

**資料 12. SCAPIN 第677号 (1946年1月29日) と関連地図**



SCAPIN 第677号 関連地図上の独島 ▶

**日本の主張** 在日米軍が独島を爆撃訓練区域として指定したことは、日本の独島領有権を認めた証拠である。

1952年7月、日米行政協定合同委員会は、日米行政協定に立脚して独島を在日米軍が使用する爆撃訓練区域の一つとして指定した。日本の外務省はこれを官報において告示した。

### 日本の主張はここが嘘

#### 米空軍は韓国政府の抗議で独島を爆撃訓練区域から直ちに除外

独島は韓国の漁民たちの重要な漁業活動区域であった。しかし、日本政府は独島に対する領有権を主張するために、独島において操業中であった韓国の漁民が多大な被害を被る可能性が大であったにもかかわらず(資料13)、独島を米軍の爆撃訓練区域として指定するよう誘導した。このような事実は、日本の国会議事録を通じて確認することができる。

※ 1952年5月23日、衆議院外務委員会において島根県出身の山本利寿議員の質疑に対して石原幹市郎外務次官が答弁した内容

山本議員：…今度日本に駐留軍の演習地の設定にあたって、その竹島あたりが演習地に指定されるならば、この領土権を日本のものと確認されやすい、そういうような考えから、これが演習地の指定を外務省がむしろ望んでおられるというようなことがあるかどうか、その点についてお伺いいたします。

石原次官：…大体そういう考え方でいろいろ進んでいるようであります。

しかし1952年11月、韓国政府が米空軍の独島爆撃訓練に対して抗議するや、米空軍は即刻独島を爆撃訓練区域から除外した。米大使館は、独島を爆撃訓練地として使用しないことを韓国政府に公式的に通告した。

#### 資料 13. 独島遭難漁民慰霊碑の除幕式 (1950年6月8日)



1948年6月、米軍の独島爆撃によって多くの韓国人漁民が犠牲となった。この事件について、米国極東航空隊司令部は「偶発的事件」と説明し、以後独島への爆撃訓練は一切中止すると発表した。1950年6月、独島現地において慶尚北道知事が参席するなか、犠牲となった漁民のための慰霊碑の除幕式が行われた。

**日本の主張** 韓国は独島を不法占拠している。

韓国は、国際法上何ら根拠がないままに独島を不法占拠している。したがって、韓国が独島において実施しているすべての措置は、法的正当性を欠くものである。日本は韓国の措置に対して嚴重に抗議するとともに撤回を要求している。

**日本の主張はここが嘘**

**独島は大韓民国が正当に領土主権を行使**

日本は1905年、島根県の告示によって独島を侵奪した。1910年からは朝鮮総督府が不法に韓国を統治した。だが1945年、第二次世界大戦において連合国が勝利し、韓国は独島の領土主権を取り戻した。韓国は1948年8月の政府樹立直後に独島に「慶尚北道鬱陵郡南面道洞1番地」という住所を付与し、主権を行使してきたが、これに対して連合国と日本は何の異議も提起していない。

現在独島には住民が居住している。また、警察と公務員が常駐し、独島を防衛するとともに、灯台や放射能感知機等の施設や設備も設置して運営している（資料14）。そして、鬱陵島を母港とする観光船が鬱陵島と独島間を運航中であり、毎年10万人を超える国内外の観光客が独島を訪れている。

韓国政府は独島の自然環境と生態系を保護するために、1982年、独島を天然記念物第336号「独島海鳥類繁殖地」に、1999年には「独島天然保護区域」に指定した

このように、韓国政府は法的正当性に基づいて、独島に確固たる領土主権を行使している。

**資料** 14. 独島住民宿舎と灯台、放射能感知機



▲ 独島住民宿舎



▲ 独島に設置された灯台と放射能感知機

**日本の主張** 日本は独島の領有権問題を国際司法裁判所を通して解決することを提案したが、韓国がこれを拒否している。

日本政府は1954年9月と1962年3月に独島領有権問題を国際司法裁判所に付託することを提案したが、韓国政府はこの提案を受け入れないまま現在に至っている。

## 日本の主張はここが嘘

### 独島は大韓民国の主権の象徴、国際司法裁判所へ付託する理由なし

独島は歴史的・地理的・国際法的に明らかに大韓民国固有の領土であり、現在大韓民国は独島に対する立法・行政・司法すべての面から確固たる領土主権を行使している（資料15）。したがって、独島は外交交渉や司法的解決の対象とはなりえない。

1954年、独島領有権問題を国際司法裁判所へ付託しようという日本政府の主張に対して、韓国政府は次のような立場を伝えたが、この立場は現在も変わっていない。

日本政府の提案は、司法手続きを仮定したさらなる虚偽の試みに他ならない。韓国は独島に対する領有権を保持しており、韓国が国際司法裁判所においてこの権利を証明せねばならない理由は何ら存在しない。

独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲であった。日本の独島に対する非合理的でしつこい主張は、韓国国民をして日本がまたしても韓国侵略を試みているのではないかという疑念をおこさせる。韓国国民にとって、独島は単なる東海の小さな島ではなく、韓国の主権の象徴である。

韓日両国が不幸な歴史を繰り返すことなく、相互友好増進を通して東北アジアの平和と繁栄の礎を築くためには、まず日本が誤った独島領有権の主張を中断するべきである。

